

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

平成 29 年 5 月 17 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600256号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700005号

## 第1 結論

昭和56年7月、昭和57年7月、同年10月、昭和58年7月から同年10月までの期間、昭和61年3月、同年4月及び平成3年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年7月  
② 昭和57年7月  
③ 昭和57年10月  
④ 昭和58年7月から同年10月まで  
⑤ 昭和61年3月  
⑥ 昭和61年4月  
⑦ 平成3年5月

私は、会社の退職を契機に、昭和56年7月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。その後も、会社を退職した都度、同市の市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付したにもかかわらず、請求期間の保険料が納付済期間となっていないことに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、平成5年3月2日に社会保険事務所(当時)からB市に払い出された記号番号の一つであり、その記号番号の資格取得処理日が同年7月23日であることが確認でき、請求者は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年7月16日から当該資格取得処理日までの間に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、昭和56年7月にA市において国民年金の加入手続を行い、その後も、会社を退職した都度、同市において厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていたとする請求者の主張と相違する。

また、請求者が所持する年金手帳によると、請求者の国民年金の「初めて被保険者となった日」が平成5年7月16日と記載されており、オンライン記録と一致していることから、請求

期間①から⑦までの期間については、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、A市に記号番号の払出記録の調査及び日本年金機構にA市の国民年金を管轄した社会保険事務所（当時）の調査、加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、請求期間①から⑦までの国民年金保険料を納付するための前提となる別の記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間①から⑦までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①から⑦までについて、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑦までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。